

# 傷病野生鳥獣救護に対する奈良県の考え方について

## 1. 基本的な考え方

### (1) 傷病野生鳥獣救護の目的

県では、ケガや病気の野生鳥獣が発見された場合、必要に応じて治療、リハビリを実施し、野生に復帰させる活動を通じて、「人と野生動物の共生」を図り、また「生物多様性」を保全することを目的として「傷病野生鳥獣救護活動」を実施しています。

目の前で、傷つき苦しんでいる鳥獣を見つけたら、どうしますか？野生動物だとしても、何とか救ってやりたいと思うのは生命を大切に思う人の自然な心です。

県では、このような「人の自然な心」を大切にし、「救護獣医師」、「保護しようボランティア」と協働して、傷病鳥獣を野生復帰させるための取組を実施しています。

### (2) 野生は野生のままに（愛護と保護）

一方で、「野生は、野生のままに」、野生動物は自然に生まれ、自然に死んでいくものだから、人間がむやみに手を出すべきではないという考えもあります。

例えば、野生のスズメやウサギが、タカに襲われたり、高い所から落ちてケガをしていたら、貴方はどのような行動をとりますか？

①かわいそうだと思って助けますか？

②これも自然の世界で生きていく野生生物の定めだと思って放置しますか？

①は「愛護」の考え方・立場となり、②は「保護」の考え方・立場となります。野生鳥獣に関しては、なるべく自然のままの状態を保ち、人間の介入を控える姿勢が重要であると考えられています。「愛護」も否定されるものではありませんが、野生鳥獣に関する限り、「保護」の立場を優先すべきと考えられます。

## 2. 基本的な対応について

「保護」の立場を優先することから、救護の対象とする傷病鳥獣は、人との関わりで病気になったり、傷ついた傷病鳥獣としています。

人との関わりが原因で傷病した場合は、人が責任をもつ必要があると考えられますが、自然の営みの中で発生する傷病鳥獣は、「野生は野生のままに」との「保護」の立場から原則、救護の対象としないこととしています。なお、野鳥のヒナは一時的であっても人間に飼養されると野生復帰が困難になることや、巣立ちヒナの誤認保護を防ぐ観点から救護の対象としていません。（詳しくは「ヒナを拾わないで！！」参照）

また、近年極端に生息数が増加しているニホンジカ、イノシシ、カワウになどの特定の鳥獣や、さらには、本来日本に生息していないアライグマ等の外来生物による農林水産業や、生活環境、生態系への被害が深刻になっています。

傷病鳥獣の救護活動の目的である「人と野生動物の共生」や「生物多様性の保全」を推進していくうえで、農林水産業や生活環境、生態系に対する被害が深刻なイノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、ムクドリ、カワウについては、保護した方が「保護飼養ボランティア」の登録を行い、当該傷病鳥獣の世話をされる場合のみ救護の対象とすることとしています。また、外来生物のアライグマ、ヌートリアは救護の対象としないこととしています。（アライグマ、ヌートリアは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により飼養や野外に放すことが禁止されています）